

産業廃棄物処理計画書

令和元年 6月 21日

枚方市長 殿



提出者

住 所 大阪府大阪府中央区大手前二丁目

氏 名 大阪府知事 吉村 洋文

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 06-6941-0351

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	渚水みらいセンター
事業場の所在地	大阪府枚方市渚内野四丁目10-1
計画期間	平成31年4月1日～令和2年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	36：水道業
②事業の規模	年間下水道処理水量：47,331,643m <sup>3</sup>
③従業員数	11人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙1のとおり



## 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図) 別紙2のとおり

## 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度 ( 30 年度) 実績】		
	産業廃棄物の種類	下水汚泥「混合濃縮汚泥」	燃え殻「流動砂」
	排 出 量	300758 t	345 t
	(これまでに実施した取組) ・下水汚泥全量 (300,758 t) を焼却し、焼却灰 (1,134 t) は埋立処分している。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	下水汚泥「混合濃縮汚泥」	燃え殻「流動砂」
	排 出 量	302366 t	200 t
	(今後実施する予定の取組) ・下水汚泥全量を脱水・焼却処理を行う		

## 産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 廃プラスチック (0600)、木くず (0800)、がれき類 (1500)、ガラスくず (1300)、はそれぞれの種類毎に分類してから専用廃材置場で保管している。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・上記のとおり



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

汚泥「沈砂」	汚泥「しさ」	廃プラスチック類「廃プラスチック類」	がれき類「がれき類」
74.01 t	59.07 t	2.21 t	0.82 t

②計画

汚泥「沈砂」	汚泥「しさ」	廃プラスチック類「廃プラスチック類」	木くず「木くず」
64 t	74 t	4 t	2 t



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

木くず「木くず」	廃電気機械器具「蛍光灯」		
2.33 t	0.41 t	t	t

②計画

がれき類「がれき類」	ガラスくず「ガラスくず」	廃電気機械器具「蛍光灯」	
3 t	3 t	0.45 t	t



自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（                      年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（ 30 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	下水汚泥	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	299624 t	t
	(これまでに実施した取組) ・ 下水汚泥全量を脱水・焼却処理を行う		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	下水汚泥	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	301066 t	t
	(今後実施する予定の取組) ・ 下水汚泥全量を脱水・焼却処理を行う		



## 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（            年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t
	(これまでに実施した取組)	
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t
	(今後実施する予定の取組)	

## 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（ 30 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	① 下水汚泥 「混合濃縮汚泥」	② 燃え殻 「流動砂」
	全処理委託量	1134 t	345 t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・産業廃棄物を現地の確認を行ったうえ契約により実施している。		



自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状

t	t	t	t

②計画

t	t	t	t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

③ 汚泥 「沈砂」	④ 汚泥 「しご」	⑤ 廃プラスチック類 「廃プラスチック類」	⑥ がれき類 「がれき類」
74.01 t	59.07 t	2.21 t	0.82 t
t	59.07 t	2.21 t	0.82 t
t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t



自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状

t	t	t	t

②計画

t	t	t	t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

⑦ 木くず 「木くず」	⑧ 廃電気機械器具 「蛍光灯」		
2.33 t	0.41 t	t	t
2.33 t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t



	【目標】		
		産業廃棄物の種類	下水汚泥 「混合濃縮汚泥」
②計画	全処理委託量	1300 t	200 t
	優良認定処理業者 への処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者 への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以 外の熱回収を行う 業者への処理委託 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・産業廃棄物を現地の確認を行ったうえ契約により実施している。		
※事務処理欄			



②計画

汚泥 「沈砂」	汚泥 「しさ」	廃プラスチック類 「廃プラスチック類」	木くず 「木くず」
64 t	74 t	4 t	2 t
t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t



②計画

がれき類 「がれき類」	ガラスくず 「ガラスくず」	廃電気機械器具 「蛍光灯」	
3 t	3 t	0.45 t	t
t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t



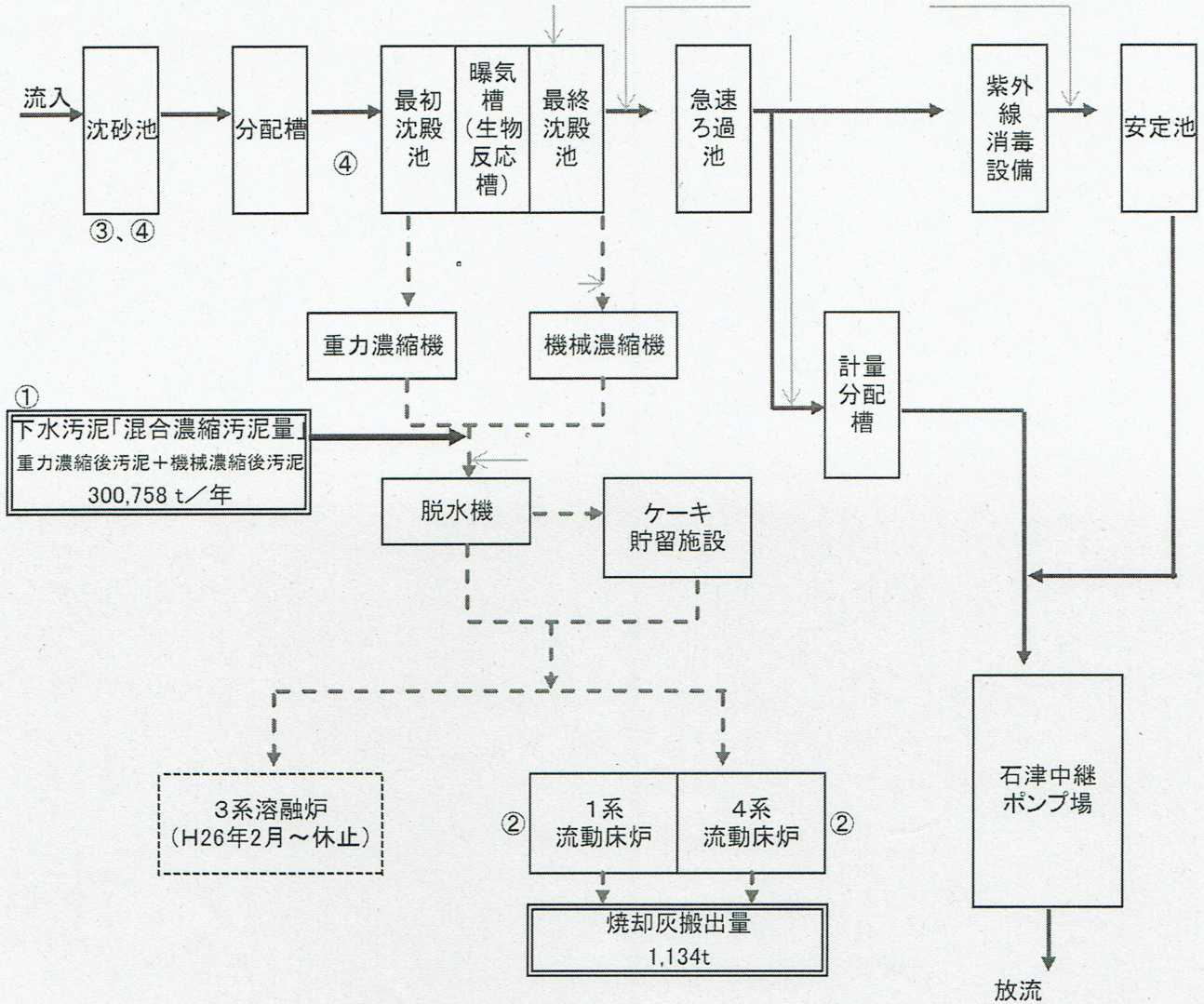
備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 当該事業場において現に行っている事業に関する事項の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。



産業廃棄物の一連の処理の工程  
平成30年度 渚水みらいセンター

別紙1(1/2)



⑤⑥⑦⑧ 維持管理業務で発生する

廃棄物名称	発生場所	発生量	備考
下水汚泥 「混合濃縮汚泥量」 <small>下水処理場では一般的に、 発生汚泥量とは上記を記載する</small>	①	273.416m <sup>3</sup> ×1.1 (汚泥換算係数) t/年 300,758	水処理から引抜かれた引抜汚泥を濃縮し、 脱水、焼却で減量化する。 1、4系流動床炉では焼却灰となり埋立処分される。
燃え殻「流動砂」	②	345 t/年	1、4系流動床炉内から整備等で排出する廃棄砂(流動砂)
汚泥「沈砂」	③	74.01 t/年	流入下水を沈砂池で沈殿させた砂
汚泥「しさ」	④	59.07 t/年	沈砂池及び最初沈殿池から分離されるしさ
廃プラスチック	⑤	2.21 t/年	維持管理業務で発生する廃プラスチック類
がれき類	⑥	0.82 t/年	維持管理業務で発生するコンクリート破片
木くず	⑦	2.33 t/年	維持管理業務で発生する木くず
廃蛍光灯	⑧	0.41 t/年	維持管理業務で発生する廃蛍光灯



産業廃棄物の一連の処理の工程  
平成30年度 渚水みらいセンター

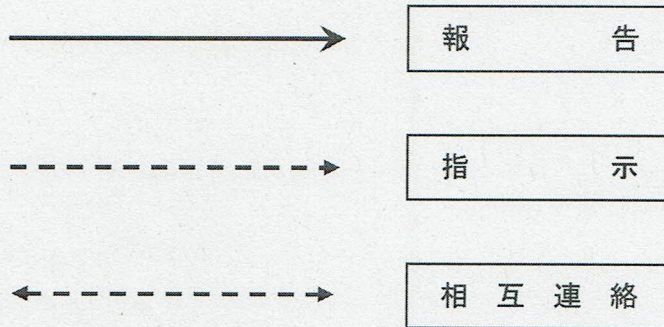
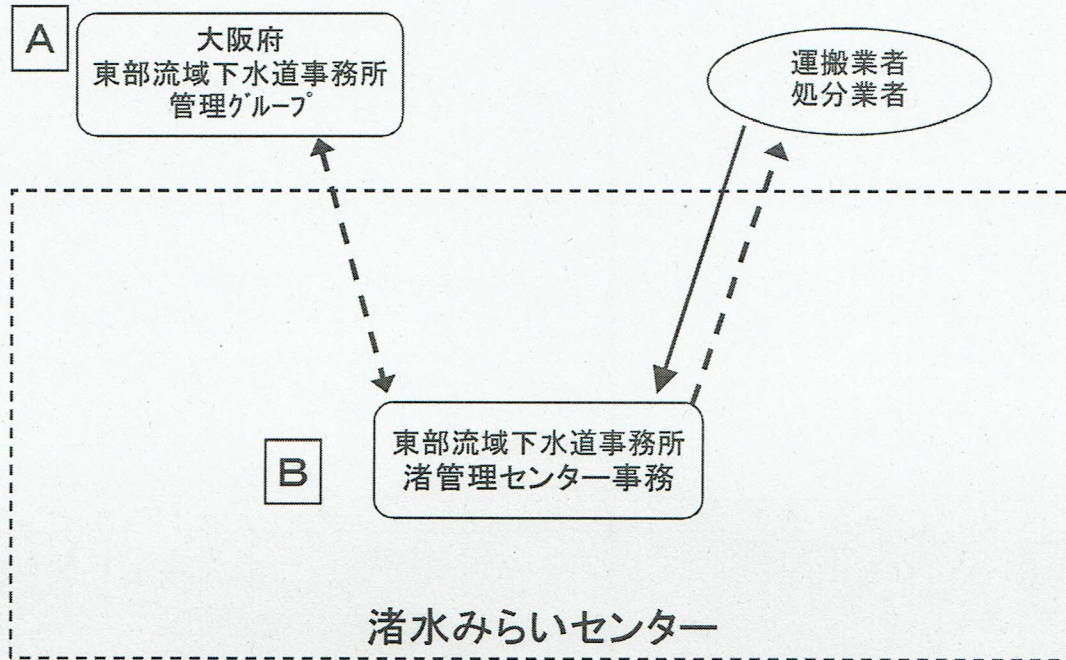
\*産業廃棄物の処理委託以降の処理工程

廃棄物名称	センター内発生場所 (別紙1(1/2))参照	産業廃棄物処理工程	
下水汚泥 「混合濃縮汚泥量」	①	脱水処理 → 1、4系 流動焼却炉	運搬委託 → 埋立処分委託 大阪沖処分場(最終処理)
燃え殻「流動砂」	②		収集運搬委託 → 埋立処分委託 大阪沖処分場(最終処理)
汚泥「沈砂」	③		収集運搬処分委託 → 固化(中間処理) → 埋立処分(最終処理)
汚泥「しさ」	④		収集運搬処分委託 → 焼却(中間処理) → 埋立処分(最終処理)

廃棄物名称	センター内発生場所 (別紙1(1/2))参照	産業廃棄物処理工程	
廃プラスチック	⑤		収集運搬処分委託 → 選別(中間処理) → 埋立処分(最終処理)
がれき類	⑥		収集運搬処分委託 → 選別・圧縮固化(中間処理) → リサイクル(建設資材)
木くず	⑦		収集運搬処分委託 → 選別・圧縮固化(中間処理) → 埋立処分(最終処理)
廃蛍光灯	⑧		収集運搬処分委託 → 破碎・水銀回収(中間処理) → 再資源化



産業廃棄物管理体制図



部署	役割
A : 統括部門	<ul style="list-style-type: none"> <li>・処理施設の定期的査察</li> <li>・行政に対する報告</li> <li>・産業廃棄物の適正管理及び減量化等に関する組織内啓発</li> </ul>
B : 現場管理部門	<ul style="list-style-type: none"> <li>・産業廃棄物の種類、性状、発生量及び排出量のチェック・集計など</li> <li>・各運転管理業者の調整及び指示</li> <li>・上記内容をAと相互連絡</li> </ul>